

目次

第一回 空港法	第一章 総則（第一条—第三条）
	第二章 空港管理者（第四条—第五条）
	第三章 工事費用の負担等（第六条—第十二条）
	第四章 空港の管理等（第十三条）
	第五章 空港機能施設事業（第十五条—第二十三条）
	第六章 空港の脱炭素化の推進（第二十四条—第三十条）
	第七章 総則（第三十一条—第四十三条）
	第八章 罰則（第四十四条—第五十一条）
	附則

第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行つたための措置並びに空港の脱炭素化を推進するための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつゝ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする（定義）	第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。（空港の設置及び管理に関する基本方針）	第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	第四条 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第五条 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項	第六条 空港の整備に関する基本的な事項	第七条 空港の運営に関する基本的な事項	第八条 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項	第九条 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項	第十条 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項
第一条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第二条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第三条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第四条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第五条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第六条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第七条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第八条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第九条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第十条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。
第一条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第二条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第三条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第四条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第五条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第六条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第七条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第八条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第九条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第十条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。
第一条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第二条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第三条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第四条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第五条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第六条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第七条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第八条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第九条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第十条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。
第一条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第二条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第三条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第四条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第五条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第六条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第七条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第八条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第九条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。	第十条 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は設置し、及び管理する。

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項	八 公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的にを行い、環境の保全に配慮しつゝ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
九 基本方針は、空港の設置及び管理を行う（以下「空港管理者」という。）国、関係地方公共団体の相互の密接な連携及び協力を下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的にを行い、環境の保全に配慮しつゝ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。	十 公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力を下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的にを行い、環境の保全に配慮しつゝ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
十一 前項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第六号の政令においては、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。	十二 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。
十三 国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定において、当該空港の存する都道府県がその百八十を、当該空港の存する都道府県がその百二十をそれぞれ負担する。	十四 第六条第二項及び第七条の規定は、前項の場合について準用する。
十四 第六条第二項及び第七条の規定は、前項の場合について準用する。	十五 国土交通大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。
十五 国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。	十六 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、滑走路等又は空港用

地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

3 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、排水施設等の災害復旧工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に対し補助することができる。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一條 空港(第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。)の施設で他の工作物と効用を兼ねるものとの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとす

第十一條 空港(第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。)の施設で他の工作物と効用を兼ねるものとの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとす

ときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(着陸料等)

第十三條 空港管理者は、着陸料等(着陸料その他他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。)を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出された着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用するのを著しく困難にするおそれがあるものであると認めると、空港ごとに国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。)において空港機能施設事業(空港機能施設(各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。)を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。)を行いう者として指定することができる。

(協議会)

第十四條 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

第一節 空港供用規程

(空港供用規程)

第十二条 空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項

二 前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項

2 前項の空港供用規程は、基本方針に適合するものでなければならない。

3 空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)は、第一項の空港供用規程を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた空港供用規程(地方管理空港に係るもの)が第二項の規定に適合しないと認める

ときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(協議会)

第十五條 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。)において空港機能施設事業(空港機能施設(各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。)を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。)を行いう者として指定することができる。

(空港機能施設設事業)

第二節 空港機能施設設事業

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

7 協議会において協議が調つた事項について

協議会に定めるものとのとする。

(旅客取扱施設利用料)

第十六條 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(旅客取扱施設利用料)

第十七条 指定空港機能施設設事業者は、国土交通大臣は、前項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し、不正な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設設事業者に対する期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

(合併及び分割)

第十八条 指定空港機能施設設事業者は、国土交通省令で定めるところにより、空港機能施設設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(区分経理)

第十九條 国土交通大臣は、空港機能施設設事業の適正な実施を確保するため必要があると認める

5 国土交通大臣は、前項の規定による認可をし、不正な原価に適正な利潤をえたものを超えるものと見て、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をし、不正な原価に適正な利潤をえたものを超えるものと見て、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の指定空港機能施設設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、旅客から徴収する料金(旅客の利益に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)をいう。以下同じ。)を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、前項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し、不正な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設設事業者に対する期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第一項の指定空港機能施設設事業者は、第三項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(監督命令)

第十九條 国土交通大臣は、空港機能施設設事業の適正な実施を確保するため必要があると認める

ときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
（事業の休止及び廃止）

第二十条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（指定の取消し）

第二十一条 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 1 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 3 第十九条の規定による命令に違反したとき。

第二十二条 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が前条の規定による空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第三章 国土交通大臣は、前二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
（指定を取り消した場合における措置）

第二十三条 指定空港機能施設事業者は、前条第一項又は第二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者に引き継がなければならない。ただし、当該空港機能施設事業が行われている空港の供用が廃止される場合においては、この限りでない。

第二十四条 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七十七条）第二条第二項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化を行うことを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）を記載しなければならない。

従い、条例で、空港の利用者の便益の増進を図るために必要な規制をすることができる。
第三節 空港の脱炭素化の推進（国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等）
その管理する空港の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七十七条）第二条第二項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化を行うことを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）を記載しなければならない。

第二十五条 空港脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項

- 1 空港の脱炭素化の目標
- 2 前号の目標を達成するために実施する再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）及びその実施主体に関する事項
- 3 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に前項第二号に掲げる事項を記載しようとする者の同意を得なければならない。

空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならぬ。

前項の規定により第十五条第一項の規定によつて、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

第四節 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者その他の当該空港管理者が必要と認めた者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用する。
第二十六条 国土交通大臣は、第一項の規定による認定による通知を受けた者は、正当な申請があつた場合において、その空港脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものと認めるときは、その認定をするものとする。
（空港脱炭素化推進協議会）
国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表するものとする。
空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に前項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
第三項の認定を受けた空港管理者（第二十七条及び第二十九条において「認定空港管理者」という。）は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
前項第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

（空港脱炭素化推進協議会）

国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を作成しようとする者の同意を得なければならない。

空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならぬ。

前項の規定により第十五条第一項の規定によつて、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

空港脱炭素化推進協議会は、次に掲げる者を構成することができる。

空港脱炭素化推進協議会を作成しようとする者

（国土交通大臣以外の空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定）

前項の規定は、国土交通大臣である空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用する。

四 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者その他の当該空港管理者が必要と認められた者が空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。

内滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

第一条の八第四項に規定する認定航空運送事業者は、空港脱炭素化推進協議会が組織されていない場合にあつては、空港管理者に対しても、空港脱炭素化推進協議会を組織するよう要請することができる。

空港脱炭素化推進協議会を組織したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

空港管理者は、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員でないものは、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者に對して、自己を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた空港管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

空港脱炭素化推進協議会は、必要があると認めるとときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

空港脱炭素化推進協議会において協議が調つた事項については、空港脱炭素化推進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

前各項に定めるもののほか、空港脱炭素化推進協議会の運営に關し必要な事項は、空港脱炭素化推進協議会が定める。

（航空法の特例）

第二十七条 認定空港管理者が第二十五条第三項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。）を受けた空港脱炭素化推進計画（以下「認定空港脱炭素化推進計画」という。）を作成する。

（地方管理空港における空港機能施設事業）

第二十八条 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に

炭素化推進計画」という。)に従つて空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四十三条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、同項の規定により許可を受けたものとみなす。(国有財産法の特例)

第二十八条 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかるたゞ、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう)を空港脱炭素化推進計画(国土交通大臣が作成したものに限る)又は認定空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができる。

(国有財産の無償貸付け)

第三十三条 普通財産(国有財産法第三条第三項に規定する普通財産をいう。次条において同じ。)で地方管理空港の範囲内にあるものは、同法第二十二条の規定にかかるたゞ、当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

(不用となつた国有財産の譲与)

第三十四条 国が設置し、及び管理する第四条第

一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかるたゞ、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除外された区域内又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項に規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。(東京国際空港の特例)

第三十五条 国は、東京国際空港緊急整備事業

(東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したもの)をいう。次条において同じ。)の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十六条 地方公共団体は、総務大臣と協議の

上、国に対し、東京国際空港緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。(土地等の帰属)

第三十七条 國土交通大臣は、必要があると認め

たとき、東京国際空港における航空機の発着

第三十八条 國土交通大臣は、この法律に規定する認可、指定又は許可(次項において「認可等」という。)に条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。(土地等の帰属)

第三十九条 國土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画による貸付けの期間は、三十年以内とする。(指導及び助言)

3 第一項の規定による貸付けの期間は、三十年以内とする。

第四十条 國土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。(認定の取消し)

第三十一条 國土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画が第二十五条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定空港脱炭素化推進計画に従つて空港脱炭素化推進事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第五章 雜則

(認可等の条件)

第三十二条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物

を、前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために要する費用について、同項の地

第三十三条 地方公共団体は、総務大臣と協議の

上、國土交通大臣は、前項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度あらかじめ当該年度の東京国際空港緊急整備事業の

内容及びこれに要する費用について、同項の地

第三十四条 國土交通大臣は、必要があると認め

たとき、東京国際空港における航空機の発着

その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

(北海道の特例) 2 地方航空局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に認めるときは、東京国際空港の供用の条件に關し適當と認める措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關する事項は、政令で定める。

第三十六条 國土交通大臣は、この法律の施行に關する事項は、政令で定めると認められた事項の一部を地方航空局の事務所の長に行わせることができる。

2 地方航空局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合は、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができ

る。(経過措置)

第三十八条 國土交通大臣は、北海道の区域内の國が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に對し、その業務又は經理の状況に關し報告をさせることができる。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは經理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ

第四十条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。

第四十一条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十二条 國土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、基本方針に即し、空港管理者、指定空港機能施設事業者その他の空港の設置又は管理と密接な関連を有する者に對し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るために必要な指導、助言及び勧告ができる。

2 第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

第四十三条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十六条第三項の規定による届出をしていないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

第四十四条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十七条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の陳述をしたとき。

第四十五条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十六条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十六條第三項の規定による届出をしていないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

第四十七条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

第四十八条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第十七条第一項の規定による立入り若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十九条 國土交通大臣は、この法律の規定による命令に違反する場合に、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

2 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは虚偽の陳述をしたとき。

行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定空港機能施設事務者は、その違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

第十九条 第十九条の規定による命令に違反したとき。

二 第二十条 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

四十九条 第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第五十条 第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第五十一条 第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

第五十二条 第二十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針における公用空港における合衆国軍隊の地位に関する協定

か、公用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本

本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第二条第四項（ア）の規定に基づき日本国政府

又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の

公用に供するものとして政令で定めるものをい

う。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

二 前項 の政令においては、公用空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

（自衛隊共用空港における工事費用の負担等）

第三条 国土交通大臣が自衛隊の設置する公用空港（第四条第一項各号に掲げる空港又は地方管

理空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「自衛隊共用空港」という。において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合に、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該自衛隊共用空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

前項の規定により国及び都道府県が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

二 第二十条 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

三 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第三十四条並びに第三十八条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、第六条第三項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、第七条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」とあるのは「同項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した都道府県」と、第三十八条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

四 第四条 第十四条の規定は、当分の間、公用空港について準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三项中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項第一号中「の利用者」とあるのは「公用空港における協議会」

「を利用する一般公衆」と、同号中「次条第三項」とあるのは「附則第五条第一項において準用する次条第三項」と読み替えるものとする。

五 第五条 第十五条から第二十二条まで、第三十九条及び第四十条の規定は、当分の間、公用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）」とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者（公用空港において空港機能施設事業を行う者）に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

二 第二十条 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

三 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第三十四条並びに第三十八条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、第六条第三項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、第七条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」とあるのは「同項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した都道府県」と、第三十八条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

四 第四条 第十四条の規定は、当分の間、公用空港において準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三项中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項第一号中「の利用者」とあるのは「公用空港における協議会」

第一項において準用する第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定共用空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

六 第六条 第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定は、当分の間、公用空港について準用する。この場合において、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三项、第五项及び第六项中「国土交通大臣である空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二项第一項中「その管理する空港」とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

（公用空港における空港の脱炭素化の推進）

二 第二十条 第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

三 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第三十四条並びに第三十八条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、第六条第三項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、第七条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」とあるのは「同項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した都道府県」と、第三十八条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

四 第四条 第十四条の規定は、当分の間、公用空港において準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三项中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二项第一号中「の利用者」とあるのは「公用空港における協議会」

れに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項でのこの法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。この法律による改正後の空港整備法の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る國の負担（当該國の負担に係る地方公共団体の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及びものとされた國の負担又は補助を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及びものとされた國の負担又は補助を除く。）にかかる経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定めた日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二二日法律第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十一条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十二条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十三条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十四条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十五条から第三十五条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十六条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。たゞ、附則第二十七条から第三十七条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第二条 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成二十一年四月一日から適用する。）（東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号））は、廃止する。

第三条 空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であるつてこの法律の施行の際に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、國が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三条）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。

第二条 前項の規定により特定地方管理空港を管理する地方公共団体は、新空港法の規定の適用については、新空港法第三条第三項に規定する空港管理者とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

第二条 第二条中航空法第三十九条の改正規定（同条第一項第一号中「基準」の下に「空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第二項において規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）第三号において同じ。」）を加える部分に限る。）、同法第十九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一号（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項第一号中「基準」の下に「空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第二項において規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）第三号において同じ。」）を加える部分に限る。）、同法第十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項第一号中「基準」の下に「空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第二項において規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）第三号において同じ。」）を加える改正規定（同条第一項中「基準」に二条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定（同条第一項中「基準」に二条を加える改正規定（同条第一項中「基準」を「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改める部分及び同条第一項中「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十四条の二を削る改正規定、同法第五十五条の二の改正規定（同条第二項中「第四十七条第一項」に改める部分及び同条第一項中「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改める部分に限る。））を加え、「

特定地方管理空港に対する空港法第十二条第一項第四項の規定の適用については、同項中「地方管理空港」とあるのは、「地方管理空港及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港」とする。

4 特定地方管理空港に対する新空港法第十五条第一項の規定の適用については、同項中「掲げる空港」とあるのは、「掲げる空港であつて、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港以外のもの」とする。

5 新空港法第二十三条の規定は、第一項の規定により特定地方管理空港を管理する地方公共団体について準用する。この場合において、同条中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する新空港法第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。（国の負担又は補助に関する経過措置）

第四条 新空港法第六条から第十条まで（これらの規定を新空港法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る地方公共団体の負担を含む。以下この条において同じ。）又は補助（平成十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（工事費用の負担等に関する経過措置）

第五条 國土交通大臣が、空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に旧空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおいて、新空港法第六条第一項の工事であつて地震に對する安全性の向上その他の他の当該空港の機能の向上に資するものとして国土交通大臣が定めるもの以外の工事を行う場合には、平成二十五年三月三十一日までの間

は、同条及び新空港法第九条の規定は、適用しない。

（指定空港機能施設事業者に関する準備行為）

第六条 新空港法第十五条第一項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びこれに関する必要な手続

の規定による指定及びこれに関する必要な手續（その他の行為（新空港法第十六条第一項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可及び新空港法第十六条第三項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）は、附則第一条第二項に規定する規定の適用前においても、新空港法第十五条及び第六条の規定の例により行うことができる。六条の規定の例により行うことができる。

（処分、手続等に関する経過措置）

3 前二項に規定するもののほか、既空港整備法又は旧航空法の規定によりした処分、手続その他の行為は、それぞれ新空港法又は新航空法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（東京国際空港における緊急整備事業に関する経過措置）

第十条 附則第二条の規定による廃止前の東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法第二条の規定による告示は、空港法第三十五条の規定による告示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める）。

（検討）

第十三条 政府は、平成二十年度中に、我が国を開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に關し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、次に掲げる事項について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置

その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置

二 新空港法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者に対する措置

政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律によると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年五月二五日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四十七条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特

別措置法第百条の改正規定に限る。）、第一百三十三条、第一百四十二条、第一百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百五十九条、第一百六十条（地域における多様な需に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「どきは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合は、協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第一百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十七条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十条（地方税法（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第一百三十三条（第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第一百九十三条、第一百五十五条（第百三十五条、第一百三十六条（五百八十七条の二及び附則第十一條の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（地方税法（昭和二十一年法律第二百二十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第

三条、第一百十五条及び第一百十八条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日
 (空港法の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 第百四条の規定による改正前の空港法

第十二条第二項の規定による認可を受けた空港

供用規程は、百四条の規定による改正後の空

港法第十二条第三項の規定による届出がされた

空港供用規程とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第三七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第二百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法附則第五条の改正規定及び附則第三条の規定

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

(公布の日)